

7月21日(日)は 参議院議員通常選挙の投票日です

大事な投票、忘れずに!



投票

7月21日(日) 7時~20時

※ただし第1~第4投票所は18時まで

開票

同日 21時20分~

場所：市民体育館(長岡3127)

投票できる人

次の要件に該当し、米原市の選挙人名簿に登録されている人

住所要件

- ・平成31年4月3日以前に転入届がなされ、引き続き3カ月以上米原市に住んでいる人

年齢要件

- ・満18歳以上の人(平成13年7月22日以前に生まれた人)

住所を異動した人の投票

▼市内に転入した人

平成31年4月4日以降に米原市に転入した人は、前の住所地での投票となります。

※米原市で不在者投票をする場合は、前住所地の選挙管理委員会へ事前に投票用紙を請求してください。

▼米原市から転出した人

平成31年4月4日以降に米原市から転出した人は、米原市での投票です。

※転出先の市区町村で不在者投票ができません。早めに米原市選挙管理委員会へ投票用紙等を請求してください。

入場券をお持ちください

投票する際は、自宅に郵送する「投票所入場券」を持ち、記載されている投票所で投票してください。

※入場券を忘れたときは、投票所受付でその旨を申し出てください。選挙人名簿に登録されている人は投票することができます。

※入場券は7月4日(木)から順次発送予定です。

期日前投票

米原庁舎

7月5日(金)~20日(土)
8時30分~20時

山東・伊吹・近江庁舎

7月8日(月)~20日(土)
8時30分~18時

柏原生涯学習センター

7月18日(木)~20日(土)
9時~17時

投票日に仕事や旅行、冠婚葬祭など何らかの用務で投票所へ行けない人は、期日前投票をしましょう。

※18歳の誕生日までに投票する場合は不在者投票となります。

※あらかじめ「期日前投票宣誓書」(入場券裏面)に必要事項を記入し持参すると、スムーズに投票できます。

<投票についてのご注意>

○投票日には、この入場券を必ず本人が持参して、投票所の係員にお出しください。

○万一、入場券を紛失されても資格のある方は投票できませんので、投票所の係員に申し出てください。

○この入場券が書いても、投票日当日に選挙権のない方は投票できません。

○投票日に何らかの用務のため投票所に行けない人は、期日前投票ができます。

期日前投票を行う方は、下記の宣誓書にご記入の上、期日前投票所にお持ちください。

期日前投票所		期間	時間
米原市役所	7月5日(金)から	午前8時30分から	午後6時まで
米原庁舎(下多良)	7月20日(土)まで	午後8時まで	
米原市役所	7月8日(月)から	午前8時30分から	午後6時まで
山東庁舎(高岡)	7月20日(土)まで	午後6時まで	
伊吹庁舎(香園)			
近江庁舎(徳野)			
柏原生涯学習センター(柏原)	7月18日(木)から	午前9時から	午後5時まで
	7月20日(土)まで	午後5時まで	

<お問合せ> 米原市選挙管理委員会
電話(0749)52-1552(総務課直通)
(投票当日は、電話(0749)55-2040)

期日前投票宣誓書(兼請求書)

次のA~Dのいずれかに○を付してください。

A	仕事・学業・地域行事・冠婚葬祭等に投票	1号
B	A以外の用事等のため投票区域外へ外出・旅行・滞り	2号
C	疾病・負傷・身体障がい等のため歩行困難	3号
D	別事施設等に収容	3号
E	住所移動のため、本市以外に居住	5号
F	悪天候等により投票所に到達することが困難	6号

私は、選挙管理委員会事務官の地位、上記の事由に該当する見込みであることを誓い、投票用紙を請求します。

令和元年 7 月 日

氏 名 _____

生年月日 明・大・昭・平 年 月 日

現住所 _____

投票人名簿に登録されている住所 _____

不在者投票

病院等における不在者投票

都道府県の選挙管理委員会が指定した病院や老人ホーム等に入院・入所している人は、当該施設長が不在者投票管理者となり、当該施設で不在者投票ができる制度があります。この制度に該当する人で、本人の意思により不在者投票を希望する人は、施設の職員に申し出てください。

郵便等による不在者投票

身体障害者手帳または戦傷病者手帳を持ち、右表に該当する人や、介護保険法上の要介護状態区分が要介護5の人は、自宅で郵便等による不在者投票ができます。

この郵便等による不在者投票を行う場合は、あらかじめ米原市選挙管理委員会から「郵便等投票証明書」の交付を受ける必要があります。

障がいの種類	身体障害者手帳等級	戦傷病者手帳等級
両下肢・体幹・移動機能の障がい	1級・2級	
両下肢・体幹の障がい		特別項症～第2項症
心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障がい	1級・3級	特別項症～第3項症
免疫の障がい	1級～3級	
肝臓の障がい	1級～3級	特別項症～第3項症

滞在先(他の市区町村)での不在者投票

出張や里帰りなどで市外に滞在中の人は、滞在地の選挙管理委員会で不在者投票ができます。手続きに時間がかかりますので、早めに米原市選挙管理委員会へ投票用紙などを請求してください。

投票場所 投票日(7月21日)の市内の投票所は、次のとおりです。

投票区	投票所名	投票する区域	投票区	投票所名	投票する区域
第1	甲津原交流センター	甲津原	第26	市役所山東庁舎	長岡、万願寺、西山
第2	曲谷集会所	曲谷	第27	ゆたに公民館	米原、米原ステーションタウン
第3	甲賀集会所	甲賀	第28	梅ヶ原公民館	梅ヶ原、入江
第4	吉槻生活改善センター	吉槻	第29	市役所米原庁舎	米原西、下多良、賀目山
第5	上板並集会所	上板並、下板並	第30	多良公民館 (旧和ふれあいセンター)	中多良、上多良、多良
第6	大久保老人憩の家	大久保、小泉	第31	筑摩蓮沼会館	朝妻、筑摩
第7	伊吹生活改善センター	伊吹	第32	磯公民館	磯
第8	上野会館	上野	第33	樋口公民館	河南、樋口
第9	弥高集会所	弥高	第34	米原診療所	南三吉、三吉、西坂
第10	市役所伊吹庁舎	春照	第35	東番場会館	東番場、西番場
第11	高番集会所	高番	第36	醒井公民館	一色、醒井
第12	春照小学校	杉澤、伊吹ヶ丘、南川	第37	河南小学校体育館	枝折
第13	村木老人憩の家	村木	第38	下丹生集会所	下丹生、上丹生
第14	大清水会館	大清水	第39	世継会館	世継
第15	上平寺集会所	寺林、上平寺	第40	近江母の郷コミュニティハウス	宇賀野、飯、リーディング坂田
第16	藤川集会所	藤川	第41	長沢公民館	長沢
第17	山東B&G海洋センター	長久寺、柏原、清滝	第42	近江公民館	舟崎、高溝、顔戸、近江ニュータウン重町
第18	大野木公民館	須川、大野木	第43	岩脇公民館	岩脇、リパティエ近江
第19	河内会館	梓、河内	第44	新庄公民館	新庄、箕浦
第20	大原小学校体育館	市場、ヴァーリソール、夫馬、朝日、グリーンヒルズあざひ	第45	西円寺公民館	西円寺
第21	龍が鼻会館	鳥脇、坂口、村居田、山東桜ヶ丘、平和台、グリーンタウン坂口	第46	近江いきいき健康館	能登瀬、日光寺、寺倉
第22	野一色会館	井之口、野一色、小田、間田、坂田青成苑、すみれヶ丘	第47	多和田会館	多和田
第23	山東幼稚園	天満、本市場、池下	第48	さくらが丘公民館	近江さくらが丘
第24	山東地域福祉活動センター (旧山東生涯学習センター)	志賀谷、北方、菅江、山室、大鹿、加勢野	第49	サンライズ近江会館	近江グリーンタウン、高溝東、サンライズ近江、近江母の郷ニュータウン、レイクサイド宇賀野
第25	本郷公民館	堂谷、本郷			

今回の第5投票区の投票所は「上板並集会所」です。

第12投票区の投票所を「春照小学校」に変更しましたのでご注意ください

施設名称が変更されましたが、投票所の場所は従来と同じです。

施設名称が変更されましたが、投票所の場所は従来と同じです。

問 市 選挙管理委員会事務局 (米原庁舎 総務課内) ☎52-1552 FAX 52-4447